

愛知県道路公社 優良工事施工業者選考会議設置要領

(目的)

第1条 愛知県道路公社が発注した建設工事の中から、優良施工業者を選考する事務を行うため、愛知県道路公社優良工事施工業者選考会議（以下「会議」という。）を設置する。

(会議の事務)

第2条 会議は、優良施工業者を選考する。

(選考会議の構成)

第3条 会議の構成は次のとおりとする。

議長 理事長

副議長 副理事長

副議長 常務理事

会議員 事業部長

総務課長

事業課長

道路管制室長

西知多道路建設事務所長

（ただし、推薦した所属長は説明者として出席するのみとする）

2 議長に事故等があるときは、副議長がその職務を代行する。

(会議の召集)

第4条 会議は議長が召集する。

2 会議は、会議の構成総数の2分の1以上の出席（推薦者を含めない）をもって成立するものとする。

(事務局)

第5条 事務局は事業部事業課工事検査・技術管理担当におくものとする。

附則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。